**令和６年度 中国大学生受入事業委託業務仕様書（案）**

１　事業名

　 令和６年度 中国大学生受入事業委託業務

２　業務内容

　　受託者は本仕様書に基づき、中国からの訪問団受入にかかる手配業務を行うものとする。

３ 受入期間

令和６年８月22日（木）～８月28日（水）　６泊７日

４ 来訪者

（1）中国　大学生　 10名

（2）中国　大学引率者　３名

計13名

５ 行程

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月日 | 内容 | 移動手段 | 宿泊場所 |
| ８月22日（木） | 羽田空港→宿泊施設（東京） | ホテル無料シャトルバス | 羽田空港周辺 |
| ８月23日（金） | 宿泊施設→長野県庁→宿泊施設 | 電車、新幹線、バス | 長野市内 |
| ８月24日（土） | 宿泊施設→善光寺→小川の庄 大門店（おやき作り体験）→長野市内散策→宿泊施設 | バス | 長野市内 |
| ８月25日（日） | 宿泊施設→戸隠村内（そば打ち体験）→ながの環境エネルギーセンター→宿泊施設 | バス | 長野市内 |
| ８月26日（月） | 宿泊施設→大王わさび農場→松本空港見学→松本城見学→松本市内散策→宿泊施設 | バス | 長野市内 |
| ８月27日（火） | 宿泊施設→長野県庁→長野駅→宿泊施設（東京） | バス、新幹線、電車 | 羽田空港周辺 |
| ８月28日（水） | 宿泊施設→羽田空港 | ホテル無料シャトルバス |  |

６ 履行すべき業務

（1）宿泊施設手配及び経費の支払い

宿泊施設について、シングルユース、朝食付の客室を手配すること。

　　 人数：13名分

　　 場所：8/22（木）及び8/27（火）→羽田空港周辺

8/23（金）～ 8/26（月）→長野駅周辺

　　 客室ランク：学生の宿泊先のため、特に指定なし。

　　長野市内の宿泊先（8/23～8/26）については同一施設とすること。

(2) 視察先への移動手配及び経費の支払い

事業実施にあたり必要な移動車両を、以下に沿って手配すること。

日程：8/23（金）（長野駅～宿泊施設～長野県庁～宿泊施設）20名程度

　8/24（土）（宿泊施設～善光寺）20名程度

　　8/25（日）（宿泊施設～戸隠村～ながの環境エネルギーセンター～宿泊施設）35名程度

8/26（月）（宿泊施設～安曇野市～松本市～宿泊施設）35名程度

8/27（火）（宿泊施設～長野県庁～長野駅）20名程度

　　 時間：9：00～17：00

その他：有料道路利用料金、駐車場料金を含む。添乗員なし。

　　　　　23（金）、27（火）については13人分のスーツケースを積載可能な車両を手配すること。

（3）羽田空港⇔長野駅間交通手段手配及び経費の支払い

人数：13名分

　 8/23（金）：羽田空港周辺宿泊施設発→長野駅着

 8/27（火）：長野駅発→羽田空港周辺宿泊施設着

 交通手段：新幹線（自由席券）及び電車（モノレール）

(4) 昼食・水の手配及び経費の支払い（場所のアレンジも含む）

 ＜昼食の手配について＞

　 金額：1,000円（税込）以内/人回　×13名分

　　日程：8/23（金）、8/24（土）、8/26（月）、8/27（火）　４日分

　＜水の手配について＞

　　ペットボトル（500ml）

人数：13名分

　日程：６日分（１人あたり１日１本）

(5) 夕食費の支給

 金額：1,500円（税込）/人回　×13名分　６日分

 日程：8/22（木）、8/23（金）、8/24（土）、8/25（日）、8/26（月）、8/27（火）　６日分

現金で支給すること。

(6) 経費の支払い

　　・善光寺参拝代　15名分（訪問団13名＋県担当者２名）

・おやき作り体験料　13名分

・そば打ち体験料　13名分

・松本城入場料　15名分（訪問団13名＋県担当者２名）

(7) 国内旅行傷害保険手配

ア　中国学生・引率者分

期間：6泊7日

人数：13名分

補償額：死亡・後遺障害3,000万円、入院日額10,000円、通院日額7,000円　以上

イ　随行者（県内大学生）分

期間：２日間

人数：25日 13名、26日 14名

補償額：死亡・後遺障害500万円、入院日額5,000円、通院日額3,000円　以上

７　実績報告

　　受託者は、委託業務完了後10日以内に委託業務完了報告書（成果品）を委託者に提出すること。

８　その他

（1）引率者（３名）の滞在に係る費用のうち、宿泊費については見積額に含めないこと。

（ただし、宿泊場所の手配自体は引率者を含めた13名分で行う。）

宿泊費の請求の際は、引率者分については領収証を発行のうえ、本人に直接請求すること。

請求方法については別途協議の上決定する。

（2）参加者の食物アレルギーなどを考慮してメニューの変更を調整すること。

（3）受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議

し、承認を得ること。

（4）仕様書に記載の無い内容については、その都度、委託者と受託者が協議し決定することとする。